

参議院議員選挙

投票日は7月21日（日）
午前7時～午後8時

投票区・投票所および投票区域一覧

投票区・投票所		投票区域
1	第十小学校	柳窪一～五丁目（一丁目9番を除く）
2	下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三～六丁目
3	第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番・3番、七丁目21番～26番、下里二丁目
4	西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番～20番、八幡町三丁目2番～11番
5	第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6	本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
7	小山小学校	小山三丁目、四丁目5番～8番、五丁目3番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番
8	久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番～4番、五丁目1番・2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番～9番
9	第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番～16番
10	第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11	東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番～13番、三・四丁目
12	南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13	第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目
14	南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15	浅間町地区センター	浅間町全域
16	新川第一学童保育所 （第二小学校敷地内）	大門町一丁目、新川町全域
17	成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番～31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18	金山学童保育所 （第六小学校敷地内）	金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目1番～6番・32番～40番
19	神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番～9番・13番、金山町二丁目1番～9番、大門町二丁目
20	グリーンヒルズ 2号棟集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番

※第16投票区は、校舎改修工事のため、投票場所が第二小学校敷地内の新川第一学童保育所に変更になっています。

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

東久留米市で 投票できる方

参議院議員選挙は、7月4日（木）に公示、7月21日（日）に投票が行われます。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7777へ。

市内転居した方

東久留米市で投票できる方は、満18歳以上（平成13年7月22日以前に生まれた方）で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、平成31年4月3日以前から引き続き東久留米市の住民基本台帳に登録されている方、または平成31年3月3日以降に転出された方のうち、転出前に引き続き3カ月以上東久留米市の住民基本台帳に登録されていた方で、転出後4カ月を経過しない方です。

転入した方

▼平成31年4月4日以降に東久留米市に転入の届け出をした方Ⅱ東久留米市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票ができますが、前住所地を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会事務局にご確認ください。

転出した（する）方

▼平成31年4月4日以降に東久留米市から転出の届け出をした方Ⅱ新住所地では投票できません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票できますが、転出した日から投票日までに4カ月が経過すると抹消されますので、ご注意ください。詳細は選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

ご利用ください

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。【投票期間】7月5日（金）～20日（土）
※期日前投票および不在者区町村選挙管理委員会です。

不在者投票

▼他の市区町村での不在者投票Ⅱ出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会です。



投票のいずれも、公示日の翌日からの投票となりますので、ご注意ください。
【投票時間】午前8時半～午後8時
【投票場所】期日前投票所（市役所7階704会議室）
【投票手続き】持参していた「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷しています。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください。
※選挙当日、投票所で投票をする方は、期日前投票宣誓書の記載は不要です。

者投票をすることができます。▼指定施設での不在者投票Ⅱ都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます。

票Ⅱ身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級（下表1参照）に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票できます。

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級（左下表2参照）に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となります。

代理投票・点字投票

必要となりますので、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。
郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便投票証明書」の交付を受けてから7月17日（水）までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5